



日本の運転免許の保持

日本の運転免許の書き換えは、必ず本人が各都道府県警察の運転免許センターに出向かなければなりません。一時帰国の際にはご自分の免許の切り替えがいつか、必ず確認しましょう。

通常の免許の切り替え期間は誕生日を挟んで前後1ヶ月ずつ、合計2か月間です。この間に帰国できれば一番いいのですが、それが難しい場合はどのタイミングで免許を書き換えられるか、計画を立てておくことをお勧めします。更新期間前の帰国でも、例外的に更新が認められるケースもあるようです。また、免許に記載されている住所と、一時帰国の際の滞在住所が違う場合の手続きなど、あらかじめ帰国先の免許センターにお問い合わせください。

書き換え期間を過ぎてしまった場合：

- * 失効日から6か月を経過しない場合

免許試験のうち、技能試験及び学科試験が免除されます。

- * 失効日から6か月を経過し3年を経過しない場合

海外滞在等やむを得ない事情のため、上記の期間内に試験を受けることができなかった場合当該事情が止んでから1か月以内であれば、免許試験のうち、技能試験及び学科試験が免除されます。なお、海外滞在の場合、免許が失効した後最初の一時帰国のときが「当該事情が止んだとき」となります。

- * 失効日から3年を経過した場合

試験の一部免除は認められません。

ただし、やむを得ない事情（海外に出国した日等）が、平成13年6月20日前に生じた方は当該事情が止んでから1か月を経過しない期間内であれば、技能試験が免除されます。

詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html#section6> （外務省）

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/living_abroad.html#1 （警視庁）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/koshin/shikko/shikko01.html> （警視庁）

NY 州の運転免許を日本の免許に書き換える

日本では運転免許をお持ちではなく、はじめての免許を NY で取られた方も、日本に帰国後に免許を書き換えることができます。日本で運転することに支障がないか審査・確認を受けた上で、運転免許試験の一部（学科試験・技能試験）が免除されます。

その場合は以下の条件が適用されます。

＊NY 州の免許が発行されてから 3 か月以上米国に滞在していた証明

＊NY 州の免許が有効期限内であること

申請に当たっては、事前に、申請先の都道府県運転免許試験場または運転免許センターへ、提出書類・手数料・受付時間・講習場所等を確認してください。

高校を現地で卒業されて、大学から日本に帰国を考えていらっしゃる方は、NY で免許を取ってから 3 か月以上米国に滞在できるよう、計画を持って進めてください。

詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html> （外務省）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai05.html> （警視庁）

<http://www.jaf.or.jp/inter/translation/index.htm> （JAF）

以下のサイトは公的機関のものではありませんので、内容についての責任は負いかねますが、ある程度参考になるかと思います。

<http://gaimen.net>

<http://www.driving-license-mag.com/kirikae.html>